

本市における支給認定基準について

平成26年6月24日

大阪市こども・子育て支援会議 教育・保育部会資料

1. 子ども・子育て支援新制度における支給認定

(1) 支給認定とは

○子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。(子ども・子育て支援法第19条他)

→支給認定を受けなければ、新制度での施設・事業を利用することはできない。

○支給認定は、施設・事業を利用する子どもの保護者に対して行う。(給付の受給者は保護者となる。ただし法定代理受領により、給付費は施設・事業者へ支払われる。)

○支給認定では、
・住民であること ・保育の必要性 ・保育が必要な場合、その必要な理由、必要量
等について市町村が確認し、認定を行う。

○支給認定は、施設等を利用する子どもの保護者が市内に居住している場合に行う。
市外居住者で、市内の施設等を利用する場合は、その居住する市町村で認定を行う。

○支給認定を行った場合、支給認定証を発行する。

→施設・事業を利用する際は、保護者は支給認定証を提示しなければならない。

(2) 支給認定の区分

○支給認定は、次の区分により行うこととされている。

区分	年齢	保育の必要性
教育標準時間認定(1号認定)	満3歳以上	保育の必要性なし
満3歳以上・保育認定(2号認定)	満3歳以上	保育の必要性あり
満3歳未満・保育認定(3号認定)	満3歳未満	保育の必要性あり

(3) 保育の必要性の事由について

○保育認定(2号認定・3号認定)については、内閣府令で定める事由に該当している場合に行うものとされている。

(4) 保育必要量について

○保育認定(2号認定・3号認定)については、保護者の保育の必要性の事由や就労時間等をもとに、保育必要量の区分(標準時間、短時間の2区分)について認定を行う。

○保育標準時間認定は、施設等を1日最大11時間利用できる。保育短時間認定は、施設等を1日最大8時間利用できる。

(5) 支給認定の有効期間について

○支給認定の有効期間は、内閣府令によって定められる。

○支給認定の有効期間は、認定区分、保育の必要性の事由等によって定まる見込み。

2. 本市が定める支給認定の基準の内容

(1) 保育の必要性の事由について

○現行制度では、児童福祉法施行令で定められた基準に従い、各市町村の定める条例で保育に欠ける事由を定めている。

○新制度では、国が定める子ども・子育て支援法施行規則において、家庭において必要な保育を受けることが困難である事由が定められている。

現行制度の保育に欠ける事由

児童福祉法施行令第27条(抜粋)

- 1 昼間労働することを常態としていること。
- 2 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 4 同居の親族を常時介護していること。
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 6 前各号に類する状態にあること。

上記以外の本市基準(国からの通知に記載のものを含む)

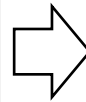
- 1 求職中であること。
- 2 就学していること。
- 3 育児休業取得時に保育所を利用している児童がいること。
- 4 その他児童福祉の観点から本市が必要と認める場合。

※ 同居親族が保育をできない場合に限られる。

新制度の保育に欠ける事由

子ども・子育て支援法施行規則(一部要約)

- 1 1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 2 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 4 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 6 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
- 7 学校又は職業訓練校に通学していること。
- 8 児童虐待があること若しくはその恐れがあること又はDVにより保育を行うことが困難であること。
- 9 育児休業取得時に保育施設等を利用している子どもがいること。
- 10 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。



【検討点1】 保育の必要性を認める就労時間の下限について

（検討のポイント）

○新制度における保育の必要性の事由について、就労時間の下限については、月48時間から月64時間の間で市町村が定めるとされている。

○現行制度においては、本市では就労時間の下限は特に定めていない。

○就労時間の下限を高くすると、保育施設等を利用できないこどもが増えることになる。一方で就労時間の下限を低くすると、より多くの保育施設等の確保が必要になる。また年度途中で保育の必要性の高いこどもが保育施設等の利用を希望した場合、利用ができない可能性が高くなる。

（対応案）

○現行制度では本市においては下限を定めていないことから、就労時間の下限については、国が定める範囲内で最も本市の現行制度に近い「月48時間」とする。

○その上で、現在保育所等を利用しているこどもが、保育認定を受けられず保育所等を利用できなくなることがないように、保育所（幼保連携型認定こども園を含む）、本市が実施する保育ママ等を利用しているこどもについては、経過措置として現行の「下限なし」を適用することとする。

【検討点2】 その他市町村が定める保育の必要性の事由について

（検討のポイント）

○新制度において国から新たに保育の必要性の事由が示されたが、現在本市では、これらの事由については保育要件として要綱において認めている。またその他の事由についても、個別のケースに応じて本市が判断している。

（対応案）

○その他の事由については、従来通り、個別のケースに応じて本市が判断することとする。

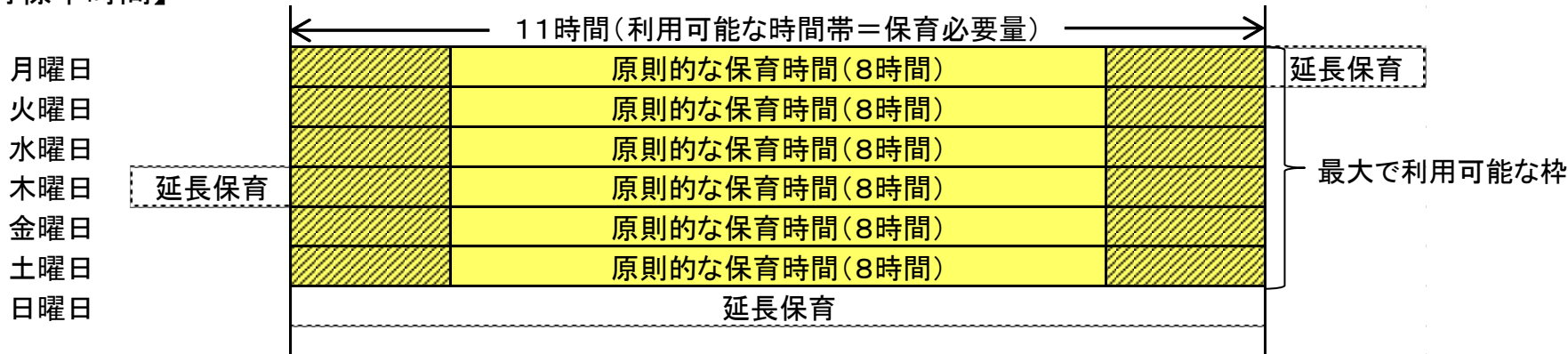
(2) 保育必要量について

○保育を必要とする場合、保育必要量(保育時間)について、市町村が認定をする。
保育標準時間、保育短時間の2区分の認定を行うこととなる。

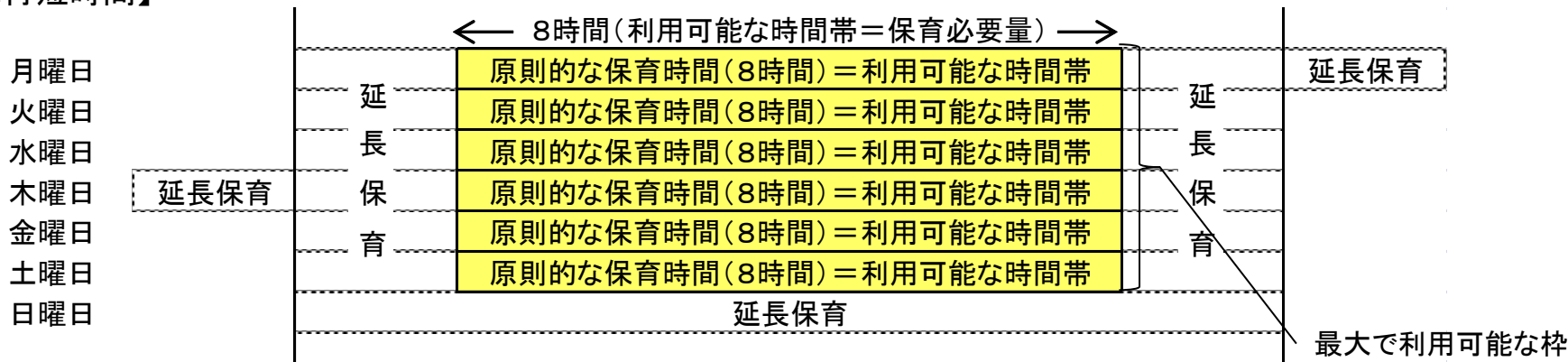
○保育必要量の違いによって、利用者負担額、施設等を利用できる時間等に差が出る。

【保育必要量のイメージ】(国資料より作成)

【保育標準時間】



【保育短時間】



【保育必要量の比較表】

	保育標準時間	保育短時間
1日の利用時間	1日最大11時間	1日最大8時間
月の標準利用時間	月275時間	月200時間
想定利用者	保護者のいずれもが フルタイム就労者 等	保護者のいずれかが パートタイム就労者 等
認定に必要な就労時間 (保育が必要な理由が就労の場合)	月120時間(週30時間)以上	月48時間以上
利用者負担額	世帯の市民税額等により決定	左記金額の一定割合
公定価格	保育標準時間に対応する単価を設定 (11時間分が公定価格に移行)	保育短時間に対応する単価を設定

【検討点3】保育標準時間と保育短時間の区分について

(検討のポイント)

○保育必要量については、子ども・子育て支援法施行令において、「家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて行う」と規定されている。なお詳細については、国より取扱いの通知がされる予定。

○保育の必要性の事由が「妊娠・出産」、「疾病・障がい」、「災害復旧」、「虐待・DV」の場合については、保育必要量の区分はせず、保育標準時間とするという考え方が国から示されている。

○通常、保育の必要性の事由が「求職活動」や「育児休業取得時の継続利用」の場合には、保育短時間であっても、保育施設等の利用目的が十分に達成できると考えられる。

(対応案)

○保育の必要性の事由に対応する保育必要量は下記の表のとおりとする。ただし今後、国から示される内容と相違が発生した場合には、その内容を踏まえて検討する。なお現在の保育所入所児童については、一定の経過措置を設ける。

○保育標準時間利用として認定されるのは、保護者が2人とも保育標準時間に該当する場合またはひとり親で保育標準時間に該当する場合となる。

○なお保育標準時間利用として認定される場合であっても、保護者が希望する場合は保育短時間利用として認定を受けることも可能となる見込み。

【保育の必要性の事由に応じた保育必要量(本市対応案)】

事由	保育標準時間	保育短時間
就労	月120時間以上就労する場合	月48時間以上就労する場合
妊娠・出産	○	—
保護者の疾病・障がい	○	—
同居親族の看護・介護	状況によって判断	
災害復旧	○	—
求職活動	—	○
就学	就労に準じる	就労に準じる
虐待・DV	○	—
育児休業取得時の継続利用	—	○
その他	状況によって判断	